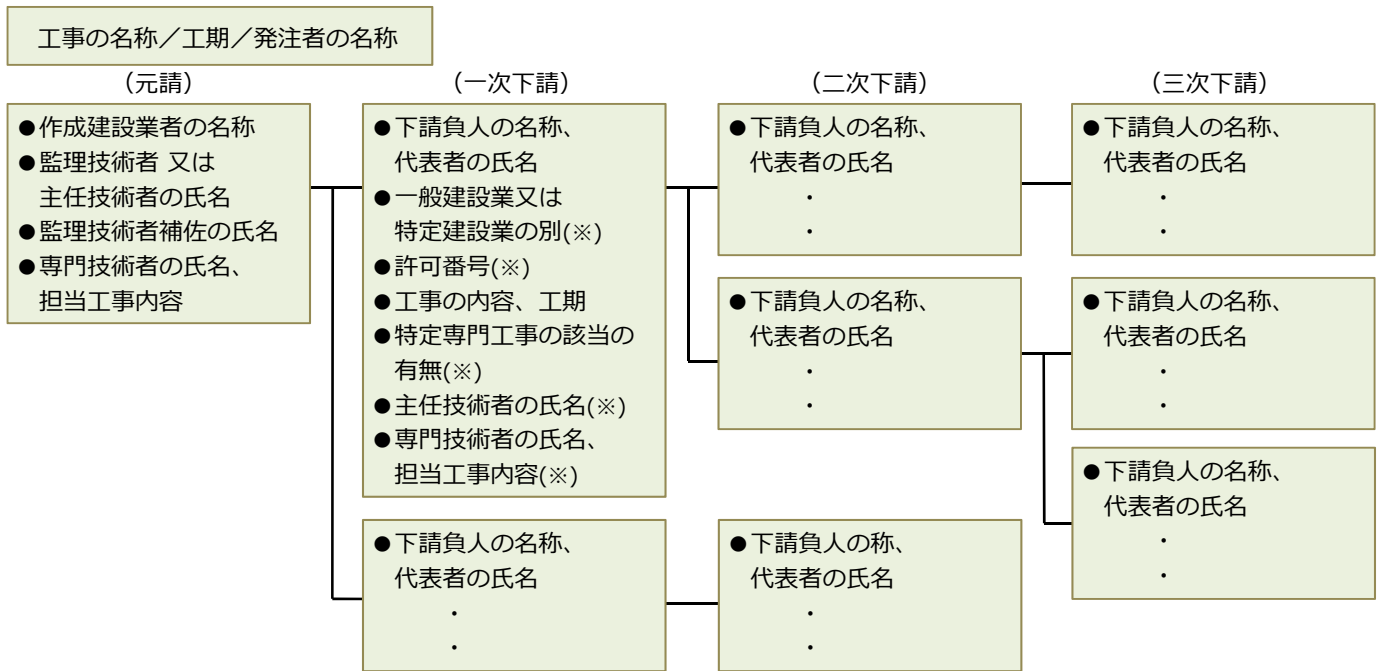


問 14 施工体系図とは

施工体系図の作成義務があるのは、**施工体制台帳**の作成義務のある建設業者です。

施工体系図は、作成された**施工体制台帳**に基づいて、各下請負人の**施工分担関係**が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における**施工分担関係**を把握することができます。（建設業法 第24条の8参照）

施工体系図イメージ



注1) 下請負人に関する表示は、現に施工中（契約書上の工期中）の者について行うことが必要です。

注2) ※は、当該下請負人が建設業者である場合に限り必要です。

注3) 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く法第26条の2の規定による技術者をいいます。

施工体系図の掲示

施工体系図は工事の期間中、公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び（※）公衆が見やすい場所に、民間工事については工事現場の見やすい場所に、掲示しなければなりません。したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、すみやかに施工体系図の表示の変更をしなければなりません。※入札契約適正化法15条第1項より

